

事業計画（宮城県松島町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	16地区海岸
被災した地区海岸数	16地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	7地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	16地区海岸

② 堤防高

9月9日に堤防高を公表[※]。

松島湾 : T.P. 4.3m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定^{※1}を目指す。
- ・6地区海岸において、本復旧の工事着工^{※2}を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(松島町)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
手樽	485	堤防	3.50	4.30	実施中	H23.10	H23 第4 四半期	H23 第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
早川東	139	堤防	3.00	4.30	実施中	H23.10	H23 第4 四半期	H23 第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
早川西	49	堤防	3.00	4.30	—	H23.10	H23 第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
餅田	450	堤防	3.00	4.30	—	H23.10	H23 第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
新田	203	堤防	3.00	4.30	実施中	H23.10	H23 第4 四半期	H23 第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
駒形	134	堤防	3.00	4.30	実施中	H23.10	H23 第4 四半期	H23 第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
早川	321	堤防	3.00	4.30	完了	H23.10	H23 第4 四半期	H23 第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
梅ヶ沢1	295	堤防	3.00	4.30	実施中	H23.10	H23 第4 四半期	H23 第4 四半期	H24 以降	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計
広浦1	207	堤防	3.00	4.30	—	H23.10	H23 第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
小屋崎	190	堤防	3.00	4.30	—	H23.10	H23 第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
梅ヶ沢2	100	堤防	3.00	4.30	—	H23.10	H23 第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
広浦2	24	堤防	3.00	4.30	—	H23.10	H23 第4 四半期	H24	H24 以降	・概略設計 ・詳細設計
磯崎漁港	1,035	護岸	3.20	4.30	完了	H23.12	H24.6	H24.7	H26.3	・応急復旧 ・概略設計
名籠漁港	322	護岸、防潮堤	3.20	4.30	—	H23.12	H24.8	H25.4	H26.3	・概略設計
小白浜	650	堤防	3.10	4.30	—	H23.11	H24.2	調整中	調整中	・調整中
松島港 松島	1,962	護岸、胸壁、陸間	2.09	4.30	—	H23.11	H23.12	H24.3 以降	H25.3	・詳細設計 ・進捗状況によっては本工事

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

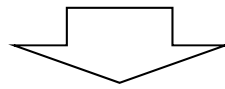
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

宮城県沿岸の地域海岸分割図

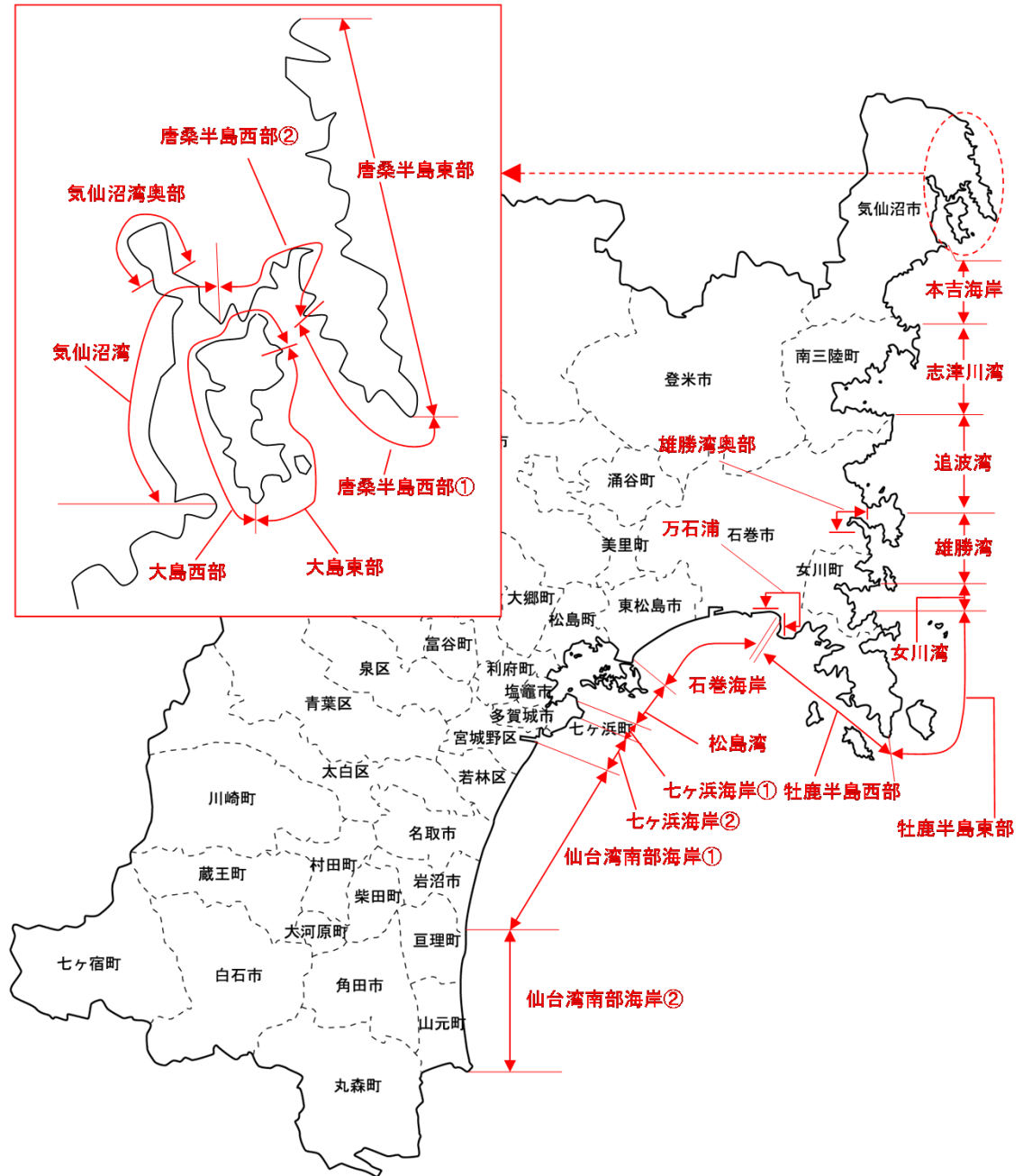
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

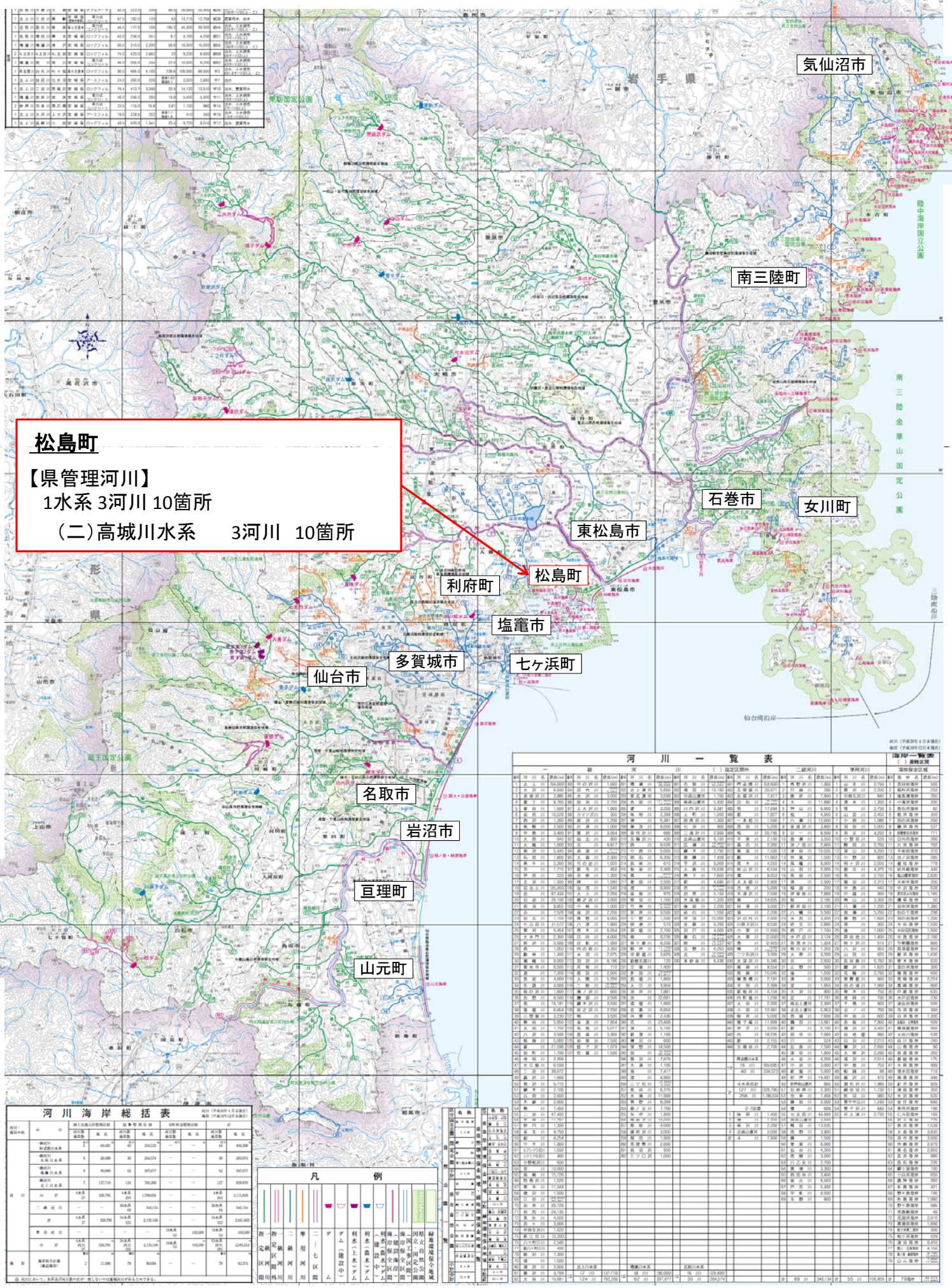
- ① 2級水系高城川水系^{※1}で、3河川10箇所^{※2}の災害復旧事業を予定。
- ② 平成23年以内に、全10箇所の災害査定を完了予定。
平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整う5箇所の本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに、そのうち1箇所で完了予定。
残る5箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
- ③ 成果目標 平成23年度
 - 県管理区間（災害復旧事業）
全10箇所について、平成23年以内に災害査定完了予定
設計、地元調整等が整う5箇所について、平成23年度内に本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに、そのうち1箇所で完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 松島町

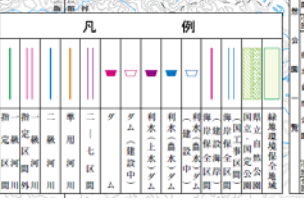
図面：宮城県提供



松島町
【県管理河川】
 1水系 3河川 10箇所
 (二)高城川水系 3河川 10箇所

河川名	河川番号	河川種別	河川長	流域面積	平均流量	最大流量	河川幅員	河川底高	河川平均水深	河川平均流速	河川平均傾斜	河川平均勾配	河川平均断面	河川平均断面積	河川平均断面積率	河川平均断面積率率	河川平均断面積率率率	河川平均断面積率率率率
高城川	1	河川	10.0	100.0	10.0	100.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
...

河川名	河川番号	河川種別	河川長	流域面積	平均流量	最大流量	河川幅員	河川底高	河川平均水深	河川平均流速	河川平均傾斜	河川平均勾配	河川平均断面	河川平均断面積	河川平均断面積率	河川平均断面積率率	河川平均断面積率率率	河川平均断面積率率率率
高城川	1	河川	10.0	100.0	10.0	100.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
...



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 130ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

概ね 23 年度内の復旧を目指す。

○平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 10ha（名籠地区等）

○平成 24 年度からの営農再開を目指す農地 約 120ha（早川地区等）

（ 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 ）

4. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<松島町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した5校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる3校（松島第二幼稚園・第二小学校・第五小学校）については、年内に着手し、平成24年3月末の復旧完了を目標とする。
- 特に被害規模の大きい松島第一小学校、松島中学校については、復旧内容並びに箇所が膨大なことから、年内に着手し平成24年6月末までに復旧完了を目標とする。

<県立学校>

松島町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<松島町立社会教育施設>

東日本大震災により被災した町立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す

- 比較的軽微な被害に留まる2施設については、年内に着手し、平成23年度末の復旧完了を目標とする。

5. 土砂災害対策

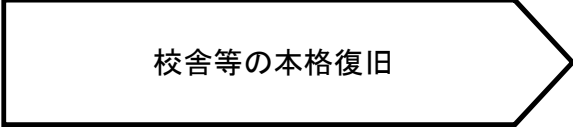
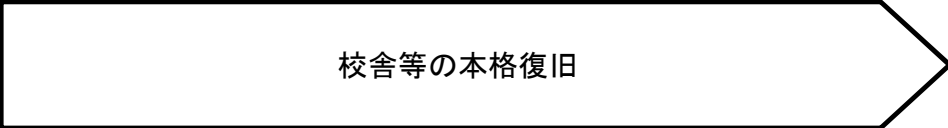
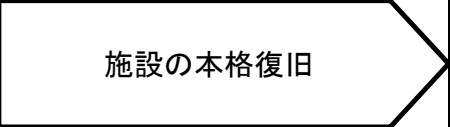
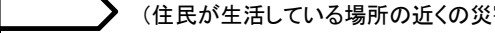


- ①本年8月末までに、町内約250箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度6弱を観測した松島町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（43千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年6月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年3月までを目途に完了させる。なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の58%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県松島町)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策	● 計画堤防高さの公表 (9/9宮城県公表)												
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)								
2. 河川対策 (県管理河川)	施工準備 (堤防設計等)												
					本復旧								
	⇐ 出水期				⇐ 出水期				⇐ 出水期				
(河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、町策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)													
3. 農地・農業用施設													
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地 (名籠地区等)	畦畔復旧、除塩												
	営農再開												
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地 (早川地区等)	がれきの撤去												
	土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等				営農再開								
(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。													

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 学校施設等	<市立学校>	 校舎等の本格復旧												
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧													
	<県立学校>	 校舎等の本格復旧												
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧														
公立社会教育施設 (公立社会教育施設・公立社会体育施設・公立文化施設を含む)	<町立社会教育施設>	 施設の本格復旧												
5. 土砂災害対策	土砂災害危険箇所点検等													
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用													
6. 災害廃棄物の処理	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)													
	(その他の災害廃棄物)													
	(中間処理・最終処分)											(木くず、コンクリートくずの再生利用)		